

令和8年度 手話等による意思疎通等促進条例見直し検討小委員会（第1回）
議事概要

1 開催日時 令和8年（2026年）6月24日（水曜日）
午後3時45分から午後5時15分まで

2 開催場所 滋賀県危機管理センター 会議室2

3 出席委員 全委員出席

岡田委員、加藤委員、崎山委員、宿谷委員、田村委員、中西委員
水野委員、山根委員（五十音順）

4 内容

（1）開会

（2）議題

議題1 座長の選任について

議題2 「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の
手段による意思疎通等の促進に関する条例」の見直し検討につ
いて

① 条例の見直し検討について

② 関係団体等からの聞き取り結果について

③ 条例に関する施策について

（3）閉会

5 議事概要

（1）開会

障害福祉課社会活動推進室長から開会あいさつ

（2）議題

議題1 座長の選任について

・小委員会の委員である崎山委員が座長に選任された。

議題2 「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他
の手段による意思疎通等の促進に関する条例」の見直し検討
について

(委員)

事務局から本小委員会の趣旨を説明した上で当事者団体等からの聞き取り結果について説明願う。

(事務局)

資料1、2、3に基づき説明。

(委員)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問あれば発言願う。

(委員)

事務局に質問するが、ヒアリングを実施した団体数はいくつか。また、ヒアリングの期間が短いと思うが、何か理由があったのか。

(事務局)

実際に回答があった団体数は手元の資料からはすぐに回答ができないが、ヒアリングを実施した団体数は全部で42団体。42団体に対してヒアリングを実施したが、その団体から、さらに関連する団体や事業所などに展開をしていただいたため、実際にヒアリングを実施した団体数はさらに多い。

ヒアリングの期間についてご指摘をいただいたが、短いというご意見については、準備を早めるなどにより改善ができた部分があるかもしれず、真摯に受け止めさせていただきたい。

(委員)

今回のヒアリングについては、盲ろう者友の会にも郵送で依頼があったのか。

(事務局)

盲ろう者友の会にもメールで依頼をさせていただいた。

(委員)

条例を変えるかどうかは分からないが、手話と同様、点字も文字であるということを皆さんに知ってもらいたい。条例に、点字のことについても記載してもらえるとありがたい。

(委員)

色々なコミュニケーション方法があり、手話、点字、知的障害においてはマカトンという方法もある。この条例ができてまだ3年が経過していないが、この条例を作る時に、各委員の方々からどういうコミュニケーションツールがあるのかということから勉強していただき、この条例が出来上がってきた。もちろん

これも書いてほしい、あれも書いてほしいというような要望もあったが、今のご意見も大事なことであるので、検討していきたいと思う。

(委員)

資料3について、手話タイムプラスワンの放送について、びわこ放送に協力をいただいているが、たった2週ごとに1回だけで、しかも10分だけと短い。令和8年度以降の方向性というところに、「両課」とあるのは、広報課と障害福祉課ということなのか確認したい。

県政の内容と当事者が知りたい情報は異なる。視聴している当事者の意見を聞くと、大津のNHKは手話通訳も字幕もないが、この情報を手話タイムプラスワンが絞り込みを行い、トピックスだけ10分間放送するだけ。これで情報保障と言えるのか。納得がいかない。予算も少ない。広報新聞の点字版については、さらに予算が少なく、取得できる情報量が少ないのではないかと。視覚障害者が取得できる情報が少なく、公平ではないようにも感じる。聞こえない人と聞こえる人が同じ情報を得ることが大切だと考えるが、予算の配分の考え方についてもお聞きしたい。

(委員)

視覚障害者のことまで考えていただいてありがとうございます。今のご発言の関連で、テレビのテロップについては音声化がない、緊急速報も音声化はされていない、また英語などの外国語もテロップだけなので理解ができないということもあるため、音声化を進めてもらいたいと思っている。

(事務局)

広報課のことについて、こういった積算で予算が計上されているのかをこの場ですぐにお答えできないが、聞こえる人や見える人が得られている情報と決して同じ情報量ではないということは資料からも分かるところ。

令和8年度以降の方向性として、両課の視点で番組内容等を確認し、発信を続けていくとあるが、広報課が発信したいという視点だけではなく、障害福祉の視点も入れて進めていきたいという意味で記載をしているもの。

(委員)

ろう者と視覚障害の方、また重複した障害がある方もいて、そこには大きな障壁がある。例えば、盲ろう者においても、盲がベースとなっているか、ろうがベースとなっているかによって、タイプが異なる。まずは、聞こえなくなった方は、手話ができ、見えなくなったら、触手話によりコミュニケーションができる。視覚障害がベースの方が聞こえなくなると、音声でのコミュニケーションが必要となる。盲がベースとなる方は文章が得意な方が多い。盲ろう者には色々な問題や課題がある。手話通訳や要約筆記だけでなく、盲ろう者も含めて情報の保障に

について考えていく必要があると思う。

（委員）

この条例ができたのは令和5年の12月で議会を通して、令和6年度予算になるわけだが、令和5年の予算と条例ができてからの令和6年の予算を比較すると、金額に差があるのか、資料3からは把握できなかったため、実際のところどうなのかについて聞きたい。令和6年と令和7年の予算額については、この資料で比較できるが、条例ができたことで、しっかりと予算が確保され、実行ができたのかということが総括されなければならないと思う。

関係団体のアンケートの結果だけを見ていると非常に辛いものがあり、人材の確保ができていないことや、条例施行後の変化をあまり感じていないなど、条例を作ったのに、条例を実行することがしっかりできていたのかどうかの総括が必要ではないかと思う。できれば、これらがしっかりとできていて、具体的な変化が見え、予算も増加するという形に持っていく必要があるのではないか。

そのためには、何か大きな課題があるように感じるし、そこをしっかりと打ち出していかなければ、例年と同じような予算のつくり込みだけでは、条例がどこにあっても、つまり一緒の条例でも別々の条例となっても、あまり効果が発揮されないように感じるがどうか。

（委員）

周知がされていないのではないかと思うほど、変化が感じられない結果になっていると思う。内容がどうかという以前に、こういう条例ができたということを理解してもらわなければ、意味がないので、これからさらに周知をして、この条例についての皆さんの意識向上を図っていかなければならないと考える。

（委員）

一般的に、会社などのルールにおいても、大きい決まりがあり、その下に規則などが定められ、具体的な条項などが定められていると思うが、この条例の下位に当たる施行規則のようなもので、具体的な実施事項を定めたものはないのか。様々な部署にわたる内容であるため、具体的に動きが取りにくいのではないか。

（事務局）

施行規則などの条例の下位に位置するものはない。条例で定められたことに基づき、周知などを行っていく必要がある。非常に厳しいアンケート結果であったと受け止めているが、いかに実効性のあるものにするかというのが県の施策であって、この条例に基づき、こういった施策を展開していくのかというところに課題があると考えている。

資料3には令和5年度の記載がなく、比較が難しいところはあるが、この条例に関連する施策を実施しているものの、当事者の方々にも知られていないので

はないかとのご意見をいただいている。今回、条例見直しの検討小委員会ということであるが、実際に条例を動かしていくのは、具体的な施策であるので、それらに対しての意見もいただきたいと考えている。

（委員）

一般的に、条例を実現していくためには、まずは基本計画があつて、それに基づく実施状況の報告を毎年度行うものだと思うが、その実施状況を示す際には、「何々を検討した」「何々ができた」などではなく、具体的に数値で表すなど、見える形で成果を取りまとめていく必要があると考える。

（委員）

意思疎通というものには色々な方法があり、一つに絞ることはできないので、意思疎通というまとめた条例でいいのではないかと思う。これが、今後県民に浸透していく方法を考えていくことが大切だと考える。

（委員）

この条例を見直すとのご意見だと思うが、それは、この条例について補足すべきところがあれば補足をするということなのか、それとも全く別の条例が必要というご意見のどちらか。

（委員）

何かを付け足すということよりは、まずはこの条例を県民に知ってもらうという方向に進めていった方がいいのではないかと考えている。

（委員）

この条例に基づき、市町がすべきことは明確になっているのか。実際の実施母体については、市町や教育委員会などが主体とならざるを得ない部分であると思われる。この条例の条文にはその辺りが見えてこないが、市町にこういうことをしてくださいというような部分は条例にあるのか。

（事務局）

この条例においては、市町の責務という項目はない。ただし、実際には市町を通じて、例えば、手話通訳者の派遣など、実施いただくことが非常に多いかと思う。条例に記載されている中で、あえて申し上げるのであれば、学校等の設置者ということでは、市町を含む部分は一部あると考えられる。

（委員）

市町の責務ということがないとのことであれば、条例の見直しの際に付け加える必要があるとも考えられる。その辺りについて、ご検討いただければと思う。

(委員)

様々なご意見があると思うが、何のために条例があるのか、それがまず、大切なことじゃないかと思う。条例が誰に、どんな役割を果たしていくのかという、具体的な支援や目的がとても曖昧で分かりにくいので、画期的に盛り上がるということがないのではないかと思う。当事者の思いを尊重しながら手話の必要な人は手話言語条例を作り、他の障害の方にとっても大事な意思疎通については、コミュニケーション条例を通じて、当事者の思いを県民に伝えていくという働きかけは非常に大切だと考える。

ここで条例の考え方について考えたい。滋賀県ろうあ協会、中途失聴難聴者協会という聞こえない人の団体がある。また、しが盲ろう者友の会というところもある。それぞれ障害の特性が異なり、個性も異なる。手話が必要な人、意思疎通支援が必要な人もいる。それをひとまとめにすることはできないのではないかと。別々に条例を立てて、社会資源を基に支援をしていくという考え方もある。

大切なことは、1つ目は、当事者の権利を守ること。2つ目は、孤立を防ぎ、社会参加していくこと。3つ目は、聞こえない人に対する偏見や差別をなくす、また、聞こえない子どもでも安心して勉強ができる環境を作るなど、早期にライフステージに応じた、きめ細やかな支援のネットワークを作っていくという考え方で条例を作っていくという必要があると思っている。

そのためには、予算措置と県と市町、事業者などの役割をはっきり分け、ネットワークを強化し、聞こえない人、聞こえにくい人の参加ができるようにしたいと思っている。そのためには、やはり2本立てで条例を作り直してほしいと思っている。当事者の意見を尊重してもらわなければ、予算を投入しても、いつまでも変化が見えないということになるのではないかと。令和5年から3年間何のためにお金を使ってきたのか、しっかりと見直す必要があるかと思う。

聴覚障害がある人、精神障害がある人、視覚障害がある人、当然ニーズはそれぞれ違う。それぞれの権利を尊重するのが県の仕事ではないかと考える。今の条例は聞こえる人のペースで進んでいるのではないかと思う。当事者は抑えつけられているような印象を受けているため、そうではなく、自由に発言ができるということが大事ではないかと思う。

(委員)

何のための条例であるのかという大事なことをご発言いただいたと思う。聴覚また視覚の障害のある方中心のようにおっしゃったが、知的また発達また、難病など全ての障害のある人のための条例でなければいけないと私も思っている。

(委員)

先ほどの委員のご発言は、共生社会のことではないかと思う。障害者差別をなくすための条例は作った。それとは別に当事者のための条例が必要ではないかと思っている。つまり、それぞれの当事者の条例を作って、いつかは真の共生社会を目指すという考え方を私は持っている。いつかは、条例一つに絞ったらいと思うが、今はそういう時期ではないと思う。今は、しっかりと分ける必要があるのではないかと思っている。

(委員)

実現するためには、時間のかかる共生社会だと思いますが、この条例はまだ走り出した助走の期間だと思うので、遥か彼方に共生社会がある訳ではなく、一歩ずつ固めていきたいと思っている。

(委員)

今の委員のご発言は綺麗ごとだと思う。私たちは、今すぐに条例を作ってほしいと考えている。聞こえない子どもが安心して手話を獲得したり、高齢の聞こえない人たちが手話でコミュニケーションができるデイサービスの施設なども作るなど、予算措置が必要だと考えている。それは意思疎通だけでは解決できないということも分かってほしい。

私たちは、平成28年からずっと要望をしているが、ずっと無視をされているような思いを持っている。一緒に考えると仰っているが、いつになるのか。早急に2本立ての条例を作ってほしいと思っている。毎日、聞こえない人が、聴覚障害者センターに来られている。どこに行っても安心して手話でコミュニケーションができるようになればいいが、まだまだだなと不満を抱えてお越しになっている。私だけが頑張っても無理なので、その辺りを考えてもらいたいと思っている。それぞれの団体が頑張っているが、それぞれ別で進めていけばいいと思っている。

(委員)

この条例については、引き続き検討を進めていきたいと思う。まだできたばかりの条例であり、皆様方のご意見で少しずつ肉付けをして、良い条例にしていきたいと思っている。

(委員)

5年が経過しても同じようなご発言であるように感じる。聞こえない、聞こえにくい人の立場は理解いただけているのか。手話が必要な方々は待てない。聞こえる人が言うのは簡単。本当に泣きたいような気持ちを持っている。

(委員)

長時間にわたる議論に感謝する。

(3) 閉会